

三好市工事成績評定要領

平成27年3月9日決定

(目的)

第1 この要領は、三好市工事検査規程（以下「工事検査規程」という。）第9条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ適確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、請負額が500万円以上の請負工事について行う。

(評価者)

第3 工事成績の評価者（以下「評価者」という。）は、工事検査規程第3条の規定により検査を命じられた工事検査員並びに当該工事の担当課(室)長(担当課(室)長が検査を命じられた工事にあつては担当課(室)長補佐)及び担当監督員とする。

(評価の方法)

- 第4 評価は、工事ごとに独立して行うものとする。
- 2 評価は、監督または検査により確認した事項に基づき、評価者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
 - 3 評価は、工事成績表（別記 - 1）、考査項目別運用表（別紙 - 1～別紙 - 3）によるものとする。
 - 4 細目別評価点は、細目別評価点表（別記 - 3）に記録するものとする。
 - 5 評価結果は、工事成績評価表（別記 - 4）に記録するものとする。
 - 6 評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（別紙 - 4）及び「施工プロセスチェックリスト」（別紙 - 5）を考慮するものとする。
 - 7 「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は、当該工事における実施状況を別添様式1及び別添様式2により提出できるものとし、評価者は、提出があつた場合は考慮するものとする。

(成績表の提出)

第5 監督員は、検査が実施されるまでに工事検査員を除く評価を取りまとめのうえ、工事成績表・細目別評価点表及び工事成績評価表（以下「成績表」という。）を工事検査員に提出するものとし、工事検査員はこの成績表に自己の

評価を加えて成績点合計を算出するものとする。

- 2 工事検査員は、評価を定めたときは、成績表を工事検査復命書（検査規程第10条関係）に付するものとする。

（評定結果の通知）

- 第6 検査に係る工事を施行する契約担当者は、前項の規定によって算出された合計点をもってそのまま工事成績を評定するものとし、その評定の結果を当該工事の受注者に対して工事成績評定通知書（別記 - 2）により通知するものとする。

（評定の修正）

- 第7 契約担当者は、評定の結果を通知した後、工事に瑕疵（欠陥）のあることが判明し評定を減点修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

- 第8 第6または第7の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、契約担当者に評定の内容について説明を求めることができるものとする。
 - 2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年4月1日以後に発注した工事の検査について適用する。